

八都県市 A E D 設置情報提供に関する基本方針

平成 2 0 年 1 1 月

目 次

ページ

1	A E D設置情報提供に向けた基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
	（1）背景	
	（2）目的	
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	A E D設置情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	A E D設置情報の提供内容（項目）及び方法・・・・・・・・・・	2
	（1）A E D設置情報の提供内容（項目）	
	（2）情報提供の方法	
5	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）情報の公表の可否	
	（2）情報提供（公表）	

1 A E D設置情報提供に向けた基本的な考え方

(1) 背景

自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）は、今日、だれでもが安全に除細動を行うことができる器械である。

従来、A E Dの使用は医師等の資格のある者に限られていたが、平成16年7月1日に厚生労働省からの通知により、非医療従事者の使用が認められた。

八都県市では、平成18年5月に、標準的な取り組みを示すA E Dの普及啓発に向けた基本方針と同マニュアルを策定し、八都県市が協同して普及啓発の取り組みを開始した。

A E Dに対する市民の関心が高まり、各自治体や民間企業等に認知される中で、A E Dの普及が加速的に推進されている。

今後、A E Dの普及啓発をさらに推進するためには、広く一般市民に向けてA E D設置情報の提供を行うことが必要である。

このため、各都県市のA E D普及の状況を踏まえ、今後のA E D設置情報提供に関する基本方針を策定する。

(2) 目的

八都県市が、A E Dの設置情報を収集し、その情報を広く一般市民に提供することにより、A E Dの普及啓発をより一層推進することを目的とする。

2 目 標

八都県市は、財団法人日本医療救急財団が提供する「A E D設置場所検索」システムを利用するなど、市民にA E D設置場所の情報が提供されるよう、本方針に沿って普及啓発を推進する。

3 A E D設置情報の収集方法

A E D設置の情報収集に当たっては、一般市民がA E Dを効果的に活用できるよう設置情報の公表を前提とし、各都県市が既に把握している設置情報の実状を踏まえ、次の(1)～(5)の収集先などからの情報収集に努め、活用を図る。

- (1) 財団法人日本救急医療財団
- (2) 自治体
- (3) 民間事業者(A E D設置者)
- (4) A E D設置関係団体
- (5) A E D関係業者(A E Dメーカー、A E D販売等業者)

4 A E D設置情報の提供内容(項目)及び方法

(1) A E D設置情報の提供内容(項目)

A E Dの設置情報の提供に当たっては、一般市民にA E Dを効果的に活用していただくため、次のア～オの情報提供内容の項目を基本とする。

ただし、各都県市が把握している情報等を効率的に活用できるよう、

具体的な情報提供内容は、各都県市が決定する。

- ア 施設名
- イ 施設の所在地
- ウ 設置位置（場所）
- エ 施設の連絡先（電話番号）
- オ 地図情報

（２）情報提供の方法

A E D設置情報提供については、各自治体のホームページ、広報誌や携帯サイト等の方法により、各都県市の実状にあった情報提供を行う。

5 留意事項

（１）情報の公表の可否

A E Dの設置情報を収集する際は設置者に対し、情報の公表及び関係者以外によるA E D使用の可否を必ず確認する。

（２）情報提供（公表）

設置情報を提供（公表）する際は、次の事項を併せて提示する。

- ア A E Dは万能の器械ではないこと。
- イ 緊急時には、最初に119番通報を何よりも優先すること。
- ウ A E Dが必ずしも常時使用可とは限らないこと。
- エ 提供した情報については、設置者の都合により、設置状況の変更などがあること。